

小平市ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

小平市長 殿

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

_____ 印 _____

連絡先 電話 _____
F A X _____
E — m a i l _____
担当者名 _____

次のとおり、小平市ホームページへのバナー広告の掲載を申し込みます。
申込みに当たり、別記要綱及び要領を遵守します。

■ リンク先 URL http:// _____

■ 掲載期間 _____ 年 月分から（1か月・3か月・6か月・12か月）
※いずれかに○をつけてください。

■ 掲載ページ トップページ / サブトップページ（くらしのガイドメニュー名）

* 納税を証明する書類（市税のみ直近1年度分、写し可）を提出してください。
* バナー広告デザイン（案）を添付してください。
* 1枠の大きさは、天地 80ピクセル・左右 213ピクセルです。

（別記）小平市広告掲載取扱要綱 平成18年8月4日制定 平成20年2月15日改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、小平市（以下「市」という。）の自主財源の確保、市の資産の有効活用及び地域事業者の広告宣伝機会の提供を図るため、市の資産に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象）

第2条 広告を掲載することができる市の資産は、次に掲げるものであって市長が適当と認めるものとする。

- (1)市の刊行物その他の印刷物
- (2)市のホームページ
- (3)市の財産
- (4)その他広告の掲載が可能と認められるもの

（広告の範囲）

第3条 市の資産に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令又は条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2)公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3)市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- (5)政治活動、宗教活動、意見の表明又は個人の宣伝に係るもの
- (6)前各号に掲げるもののほか、市の資産に掲載する広告として適当でないものと認められるもの

（譲渡等の禁止）

第4条 市の資産に広告を掲載することの決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、当該決定に係る広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（掲載料の納付）

第5条 掲載者は、市の資産への広告の掲載に係る掲載料（第8条及び第9条において「掲載料」という。）を市長が指定する期日までに支払わなければならない。

（掲載者の責務）

第6条 掲載者は、次の責務を負うものとする。

- (1)市の資産に掲載した広告に係る製品、サービス等について全責任を負うこと。
- (2)第三者の権利を侵害しないこと。
- (3)その他市の資産に掲載した広告の内容について全責任を負うこと。

（掲載の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市の資産に広告を掲載することの決定を取り消すことができる。

- (1)掲載者が書面により市の資産に広告を掲載することの辞退を申し出たとき。
- (2)市の資産に掲載した広告が第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3)掲載者が前3条の規定のいずれかに違反したとき、又は違反すると認められるとき。
- (4)その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合において、当該決定に係る広告を掲載しているときは、当該掲載を中止するものとする。

（掲載料の返還等）

第8条 既に支払を受けた掲載料は、返還しない。ただし、掲載者の責めに帰することのできない事由により市の資産に広告を掲載できなくなった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により返還する掲載料には、利子は付さない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、市の資産に掲載する広告の位置、枠数、規格、掲載期間、掲載料、募集方法及び掲載の決定方法その他必要な事項は、当該広告を掲載する市の資産ごとに別に定める。
(施行期日) この要綱は、平成20年2月15日から施行する。

(別記)小平市ホームページ広告掲載取扱要綱 平成18年8月4日制定 平成30年7月1日改正 登録番号5-175

第1条 この要綱は、小平市広告掲載取扱要綱(平成19年3月1日(要綱番号5-174))以下「要綱」という。)に基づき、小平市(以下「市」という。)の自主財源の確保及び地域事業者の広告宣伝機会の提供を図るため、市がインターネット上に公開しているホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。
(種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、市民生活の利便性を向上させることのできるものとする。
2 要綱第3第6号の市の資産に掲載する広告として適当でない認められるものは次に掲げるものとする。

- (1) リンク先として指定するホームページ(以下「リンク先ホームページ」という。)及びリンク先ホームページのリンク先として指定するものの内容が要綱第3各号のいずれかに該当すると認めるもの
- (2) 業種又は事業内容により規制されるもの
 - ア 消費者金融、又はギャンブルに係る広告
 - イ 投機的商品に係る広告
 - ウ 出資者及び出資金の募集に係る広告
 - エ 求人に係る広告
 - オ 債権取立て、回収又は示談引受け等に係る広告
 - カ 法令の定めのない医療類似行為に係る広告
 - キ 興信所等に係る広告
 - ク 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等を扱う広告
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的な団体及び特殊結社団体又はそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反するもの広告
 - コ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (3) 表現又は表示により規制されるもの
 - ア 人権を害するおそれ又は性差別、若しくは暴力的な行為を助長する広告
 - イ 他をひぼう、中傷又は排除する広告
 - ウ むやみに利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
 - エ 市が推奨していると誤解を与えうる広告
- (4) 事業者により規制されるもの
 - ア 行政機関からの行政指導を受け改善がなされないといみなされる広告主の広告
 - イ 不渡手形の発行等により金融機関からの取引を停止されている広告主の広告
- (5) その他市長が掲載を適当でないとするもの

第3条 広告の位置及び枠数は、募集の際に市長が定める。
(規格等)

- 第4条 広告の規格及びデザインは、次のとおりとする。
- (1) 画像サイズは、天地80ピクセル、左右213ピクセルとすること。
 - (2) 画像データ容量は、100キロバイト以下とすること。
 - (3) 画像データ形式は、GIF(アニメーション不可)とすること。
 - (4) 利用者が、市ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤認するおそれがないものとする。
 - (5) デザイン、色彩等は、障害者の利用に配慮し、かつ、市のイメージを損なわないものとする。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の規格及びデザインについては、市長が別に定める基準に適合するものとする。

(掲載期間)
第5条 広告の掲載期間は原則として1月、3月、6月及び12月とし、その初日及び末日は別に定める。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載期間	トップページの掲載料(円)	その他のページの掲載料(円)
1月	30,000	10,000
3月	85,500	28,500
6月	162,000	54,000
12月	288,000	96,000

(募集)

第7条 市長は、広告の募集を市ホームページ及び市報により行うものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告を市ホームページに掲載しようとする者(以下「掲載希望者」という。)は、小平市ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、同項の規定による申込みをすることができない。

3 掲載希望者は、第1項の規定による申込みに際して、市税の納付状況を確認できる書類を提示するものとする。

(掲載の決定等)

第9条 市長は、第8第1項の規定による申込みがあったときは、広告の掲載の適否を審査し、決定するものとする。この場合において、掲載を決定したときは小平市ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、掲載しないときは小平市ホームページ広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、小平市ホームページ広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を聴くことができる。

3 第1項の場合において、広告の掲載を適当と認める申込みが第3の規定により市長が定める枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定するものとする。なお、同順位のものの中では、希望する掲載期間が長いものを優先する。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 第3順位 前号に掲げるもの以外の私企業等で市内に事業所等を有するものに係る広告

4 前項の規定により広告の掲載順位を決定することができないときは、抽選により決定するものとする。

5 第1項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「掲載者」という。)は、掲載する広告の画像を作成し、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 掲載者は、市ホームページに広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲載料の納付)

第11条 掲載者は、第6項に規定する掲載料を市長が指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載期間の延長等)

第12条 掲載者の責めに帰することのできない事由により、市ホームページのトップページに広告を連続して12時間以上掲載できなかった場合は、当該掲載できなかった時間に応じて、次の表のとおり掲載期間を延長するものとする。

掲載できなかった時間	掲載を延長する日数
12時間以上24時間未満	1日
24時間以上	掲載できなかった日数+1日

2 前項に規定する場合において、当該広告の掲載期間の満了後も引き続き掲載することを決定したときは、同項の規定の適用に代えて、当該決定に係る掲載料から、同項の規定による延長に係る日数に当該掲載料を当該決定に係る掲載日数に30を乗じて得た数で除して得た額を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除することができる。

(掲載者の責務)

第13条 掲載者は、市ホームページに掲載した広告及びリンク先ホームページの管理運営に関連して次の責務を負うものとする。

- (1) 小平市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) 市の管理するコンピュータシステムに影響を与えないこと。
- (3) 広告を通じて掲載者のホームページにアクセスする利用者のコンピュータシステムに影響を与えないこと。
- (4) 広告に係る製品、サービス等について全責任を負うこと。
- (5) 第三者の権利を侵害しないこと。
- (6) その他掲載した広告の内容について全責任を負うこと。

(掲載の中止)

第14条 市長は、市ホームページに掲載した広告が第2又は第13の規定に違反すると認めるときは、当該広告の掲載を中止することができる。

2 市長は、前項の規定による中止の決定に当たり、委員会を設置し、意見を聴くことができる。

3 第1項の規定により広告の掲載を中止したときは、小平市ホームページへの広告掲載の中止について(別記様式第4号)により当該広告の掲載者に通知し、広告の内容等の変更を求めらるものとする。

(掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載者が書面により広告の掲載の辞退を申し出たとき。
- (2) リンク先ホームページが、予告なく閉鎖されたとき。
- (3) 掲載者が第9第5項に規定する市長が指定する期日までに広告の画像を提出しなかったとき。
- (4) 掲載者が第11の市長が指定する期日までに掲載料を支払わなかったとき。
- (5) 掲載者が第14第3項の規定による変更の求めに応じなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定に当たり、委員会を設置し、意見を聴くことができる。

3 第1項の規定により掲載の決定を取り消したときは、小平市ホームページへの広告掲載決定の取消しについて(別記様式第5号)により、当該掲載者に通知するものとする。

(掲載料の返還等)

第16条 広告の掲載料は、返還しないものとする。ただし、掲載者の責めに帰することのできない事由により広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による掲載料の返還は、掲載ができなくなった月の翌月以後の月に係る掲載料について行なう。

3 前項の規定により返還する掲載料には、利子は付さない。

4 掲載料の返還を受けようとする者は、小平市ホームページ広告掲載料返還請求書兼領収書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日) この要綱は、平成30年7月1日から施行する。